

# デンマークにおける「納税者の反乱」の研究

## —地方税制に着目して<sup>1)</sup>

**倉地真太郎** [くらちしんたろう]  
後藤・安田記念東京都市研究所研究員

### 1 はじめに

デンマークは他の北欧諸国と並んで高福祉高負担を実現する国の一である。それにもかかわらず、租税負担を「妥当」と考える納税者が国際的にみて多いことが知られている。ISSP 調査 (ISSP 2006 Role of Government) によれば、「中間層に対する税負担」について「妥当」と回答する割合がデンマークでは 54% を占め、調査対象国（平均 38%）で最も高い数値を出している。

だが、デンマークはかつて欧州諸国の中で最も激しい「納税者の反乱 (Tax Revolt)」を経験した国でもある<sup>2)</sup>。1973 年 12 月の国政選挙で、所得税廃止を訴えた反税政党・進歩党 (Fremskridtspartiet) が、初選挙で第二政党にまで躍進し、以後デンマーク政治は少数与党政権が常態化することになった。ところが、デンマークでの反税運動は長くは続かなかった。1983 年に進歩党の党首 Mogens Glistrup が脱税で逮捕されたこともあり、政党議席数も徐々に減少し、1990 年代になると進歩党の勢力はほとんどなくなってしまったのである。

「納税者の反乱」はデンマークだけでなく、1970 年代から多くの先進諸国で発生し、「大きな政府」から転換する分水嶺となったと考えられている。なぜ「納税者の反乱」が発生するのか。これまで米国カリフォルニア州の住民提案 13 号 (Proposition 13) から代表的事例として、歴史分析や国際比較分析のアプローチから、「納税者の反乱」の発生メカニズムや要因が論じられてきた。

先行研究は主に税制とサービス面の観点から整理することができる。ひとつは税制の問題に着目する議論である。Martin (2008) はデンマークの「納税者の反乱」(租税抵抗<sup>3)</sup> : Tax Protest) が発生した原因には所得税の徴収システムの近代化と住宅所有者の税額控除の廃止に伴う反対運動があるとする。租税特権の廃止が資産課税の公平性を高める目的であったとしても、そのような改革が「納税者の反乱」を引き起こすのである<sup>4)</sup>。とりわけ米国カリフォルニア州とデンマークの「納税者の反乱」の原因 (租税特権の廃止に対する抵抗) には共通点があると Martin は指摘している。また米国カリフォルニア州の「納税者の反乱」について、財政と直接民主主義の関係に注目して分析した小泉 (2017) も、反乱の原因是課税の不透明さや不公平さにあったと指摘している。

Wilensky (2002) は、先進諸国の税・福祉パックラッシュをもたらす要因には、租税水準だけでなく、租税の種類、特に納税者にとって負担が見えやすい可視性 (Visibility) 等の高い資産課税と所得税の負担割合が影響していると指摘する。特に、デンマークは所得税が最も重い国の一であるので、「納税者の反乱」が租税負担の可視性の高さによって引き起こされる典型的な事例であったと評価している。

いまひとつの議論はサービス面に着目するもの、つまり受益と負担の関係性に関するものである。まず Esping-Andersen (1985) は、デンマークにおける「納税者の反乱」には政府サービスの受益の不足

といった問題があったと指摘している。次に Confalonieri & Newton (1995) は、減税にもサービスの改善にも賛成するという「ただで手に入るものの (Something for Nothing)」を欲する態度が、デンマークでも他国と同様に観察されると論じる。当時の高所得者に対する増税の支持も、彼らが「ただで手に入るもの」を予め享受していることに対する抵抗として説明できるという<sup>5)</sup>。さらに Hibbs & Madsen (1981) によれば、家計への現金移転よりも政府消費や労働集約的なサービスに政府支出が集中するほど政治的なトラブルが発生するという。

これらの研究が指摘することは、デンマークの「納税者の反乱」が、①所得税に関する租税負担増加と租税構造の変化、あるいは②受益と負担の関係性に関する問題、に起因するということである。

だが、これらの指摘には検討の余地がある。デンマークの所得税収は地方所得税が大部分を占めているにもかかわらず、国の所得税と地方所得税の区別がないままに議論されていることがある。この点は「納税者の反乱」以後に、デンマークの国内で「租税抵抗」が緩和したと見える状況においても、地方所得税率が増加し続けた事実（図3参照）を踏まえれば、地方所得税の重要性は一層増すといえる。なぜなら、デンマークの多くの納税者にとって地方所得税は非常に重い負担でありながら、身近で可視性の高い税制といえるからである。だからこそ、Wilensky (2002) の指摘する租税負担の可視性と「納税者の反乱」の規模の関連性はデンマークの事例では通時的に整合性がない。一方で負担水準ではなく課税の不透明さや不公平さを原因とする小泉 (2017) の指摘とは整合性がある。

したがって地方所得税の負担が増加し、租税負担構造の可視性が増加したことは、「租税抵抗」の増加をもたらす一つの因果経路であるとしても、唯一の因果経路ではない可能性がある。つまり、負担が見えやすく、重い地方所得税がデンマークの納税者に比較的受け入れられている現状<sup>6)</sup>をどのように説明するか、ということが本研究の着眼点である。

そこで本研究では、反税政党・進歩党が躍進した1973年12月の国政選挙に至るまでに、どのような税制や福祉制度の問題があり、政府がいかに対応しようとしたかを、政府資料、世論調査資料、新聞を用いながら明らかにしたい。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、1960年代における租税構造と大規模な税制改革の内容を整理し、それによってどのような問題が引き起こされ、納税者の不信につながっていたのかを整理する。第3節では、1970年代初頭に国内で台頭した反税運動のリーダー Mogens Glistrup の税制に対する認識を整理した上で、彼が率いた反税政党・進歩党の主張について整理する。その上で、政権や既存政党が1973年12月の国政選挙までに、どのようにして税制上の問題を解消しようとしたのか、あるいはできなかったのかを明らかにする。最後に結論と今後の課題を述べて、本稿を締めくくるとする。

## 2 1960年代における租税構造

### 2-1 租税制度の近代化

1970年代における「納税者の反乱」の背景には、1960年代後半に実施された大規模な地方行政改革と税制改革がある。

1960年代における税制・行政制度は現在とは大きく違った。1970年代初頭までの地方自治体制は、基礎自治体として、約1,300のパリッシュ（教区ベース）と86のパラが存在し、都市部の基礎自治体が独自に異なる税率・税目で地方税を徴収していた。そのため、地域間の税収格差は極めて大きく、いわゆる水平的財政調整制度に相当する制度を導入することは困難であった。だが、1970年度以降は、病院サービスなどを担う14のアムト（amt、県）と初等教育・福祉サービスを担う275のコムーネ（kommune、基礎自治体）に再編され、水平的財政調整制度を始めとする財政調整制度が導入されていった。

一方、国の所得税制は累進性が高かったが、税制上の抜け穴も多く、高所得者による課税逃れが深刻化していた。そのような収入性の低い税制では、戦後急速に整備されていった公的年金制度や対人社会サービスの財源を賄うことが難しく、税率を引き上げるほど公平性を欠いた税制になっていた。この問題を解消すべく検討された税制改革は、所得税率を全体的に引き上げる一方で、所得税制の近代化、とりわけ源泉徴収制度の導入、配偶者控除の再編、そして地方所得税制の課税ベース統合等の施行、付

加価値税の導入を含むものであった。

1967年1月、社会民主党・急進左派党による連立政権は、給与の源泉徴収制度と部分的な夫婦分離課税方式を含む税制近代化に関する法案を可決し、1971年1月31日から施行することを決定した。源泉徴収制度が導入された最大の理由は、翌年度に納税額を支払うことで年々所得が増加する納税者と一定の所得を有する納税者間で課税額の算定に関して水平的公平性の問題が生じていたためである。

同時に、付加価値税が卸売売上税とサービスに対する特別税に替えて、導入されることが決定した（導入当初税率10%）。付加価値税は、1962年度<sup>7)</sup>から施行されていた卸売売上税に対する不満の解消、課税ベースを拡大させること、そしてEC諸国における租税システムとの調和のために導入された<sup>8)</sup>。

これらの法案には右派政党からの多大な支持が集まり、さらには産業発展のための国力を拡張すると考えた雇用者団体（Dansk Arbejdsgiverforeningen）も法案に賛成した<sup>9)</sup>。さらに社会民主党（Socialdemokraterne）、社会主義国民党（Socialistisk Folkeparti）、保守国民党（Det Konservative Folkeparti）、中道左派党（Liberal Centrum）の合計123議席が賛成に回った。しかし、35議席を有する自由党（Venstre）の議員らが源泉徴収制度による税の徴収や夫婦分離課税に制度的に多くの曖昧な不備が残されていることを理由に反対した（一部の議員は棄権）<sup>10)</sup>。また当時の世論も源泉徴収制度の導入に賛成していたわけではなく、反対が約70%以上を占めていたのである<sup>11)</sup>。

給与所得の源泉徴収制度の導入とともに、地方税制の再編も実施された。第一に、国の所得税と地方所得税の課税ベースが統合された。これ以前は地方税の課税ベース算出に関して地方政府に多くの裁量が与えられており、控除額や税率表の決定等を自由に決めることができた。課税ベースの統合で地方所得税は国の所得税の付加税となつた<sup>12)</sup>。第二は、1967年度に累進的地方所得税率を採用している都市部のコムーネで、地方所得税の累進税率をそれぞれ比例税率に改め、課税ベースの統合を図った。これによって地方所得税はコムーネごとに税率は異なるものの、比例課税方式に統一された。第三に、1971年度に平均地方所得税率が15.6%から18.3%まで引き上げられることで、地方所得税負担が急増

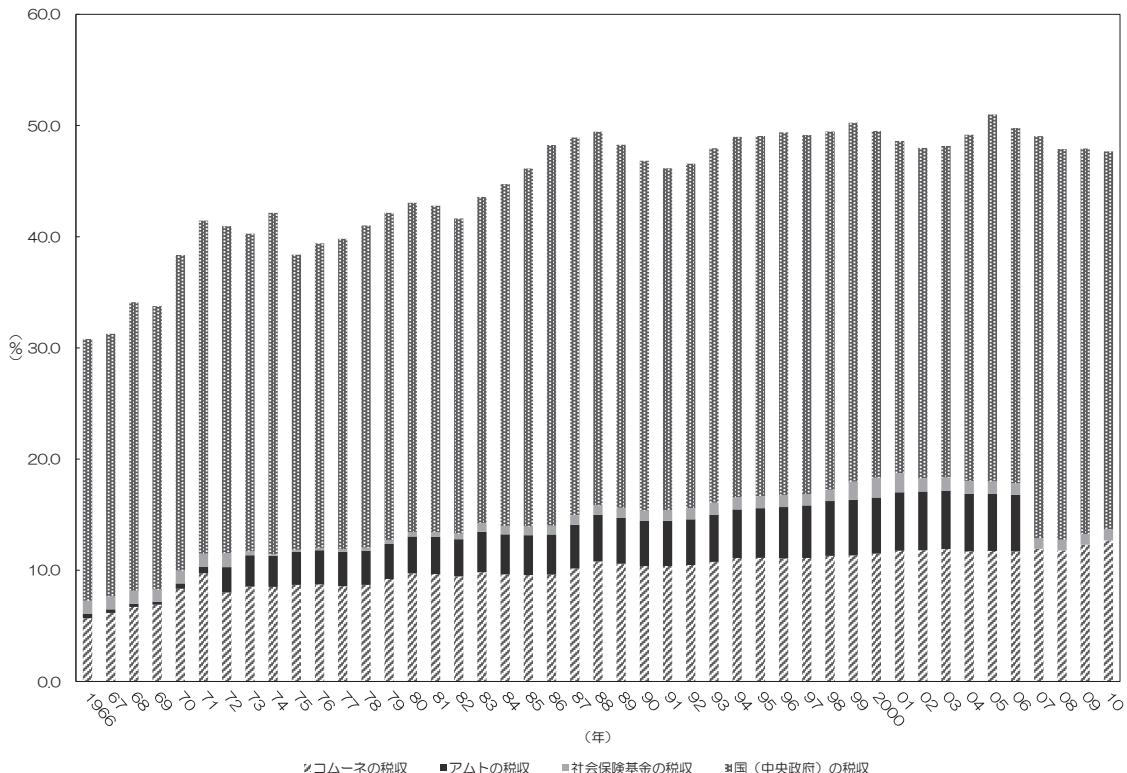
した。第四に、小規模であるが水平的財政調整機能を有する均衡化制度（Udligningen）という地方政府間の財政調整制度が1970年から1976年にかけて段階的に導入されていった<sup>13)</sup>。1970年代初頭は、自主財源比率の低い地方政府も多く、地方債発行に一部依存していたわけだが、この改革以降、高い自主財源比率、低い地方債残高、水平的財政調整制度といった、北欧諸国の地方財政にみられる特徴が形成されていったのである。

## 2-2 租税負担の急増と不正問題

次に租税負担の変化を確認しよう。図1は、1960年代後半以降の政府機関別にみた税収（対GDP比）の推移、図2は税目別にみた税収（対GDP比）の推移を示している。1960年代後半から1970年代初頭までの総税収（対GDP比）の伸びは国際的にも著しく高く、1969年度から1971年度にかけてOECD平均では0.15%増に対して、デンマークでは7.67%増加した（OECD Tax Data Baseより筆者が算出）。税目ごとにみると付加価値税（国税）は、1967年度の付加価値税導入（10%）、1968年度（12.5%）と1970年度（15%）の税率引き上げによって税収が急増し、付加価値税収の対GDP比は4.0%から7.2%に増大した。所得税に関しては、高いインフレ率による名目所得の増大で所得階層区分が上がり、限界所得税率が上昇するというブレケット・クリープの影響もあるが、1970年度の源泉徴収制度の導入によって課税対象所得に申告納税制度時よりも正確に課税できるようになったことが寄与している（中央政府の総税収23.6%から26.0%、総所得税収31.3%から34.1%、個人所得税収14.7%から15.9%まで増大した）。

続いて国税と地方税に分けて、1960年代以降の租税負担の変化を確認しよう。図2で政府別に所得税収（対GDP比）の推移をみると、1970年に地方と中央の両方の所得税収と総税収（対GDP比）が急増している。1969年度から1970年度にかけて、総税収が33.8%から38.4%、総所得税収が15.6%から20.0%まで増加し、その内訳は中央所得税収が9.8%から12.7%、地方所得税収が5.8%から7.2%であった。このことから1960年代後半の租税負担の急増には、主に国の所得税と地方所得税の負担増が寄与していることが分かる。

図1 政府機関別の税収の推移（対GDP比）



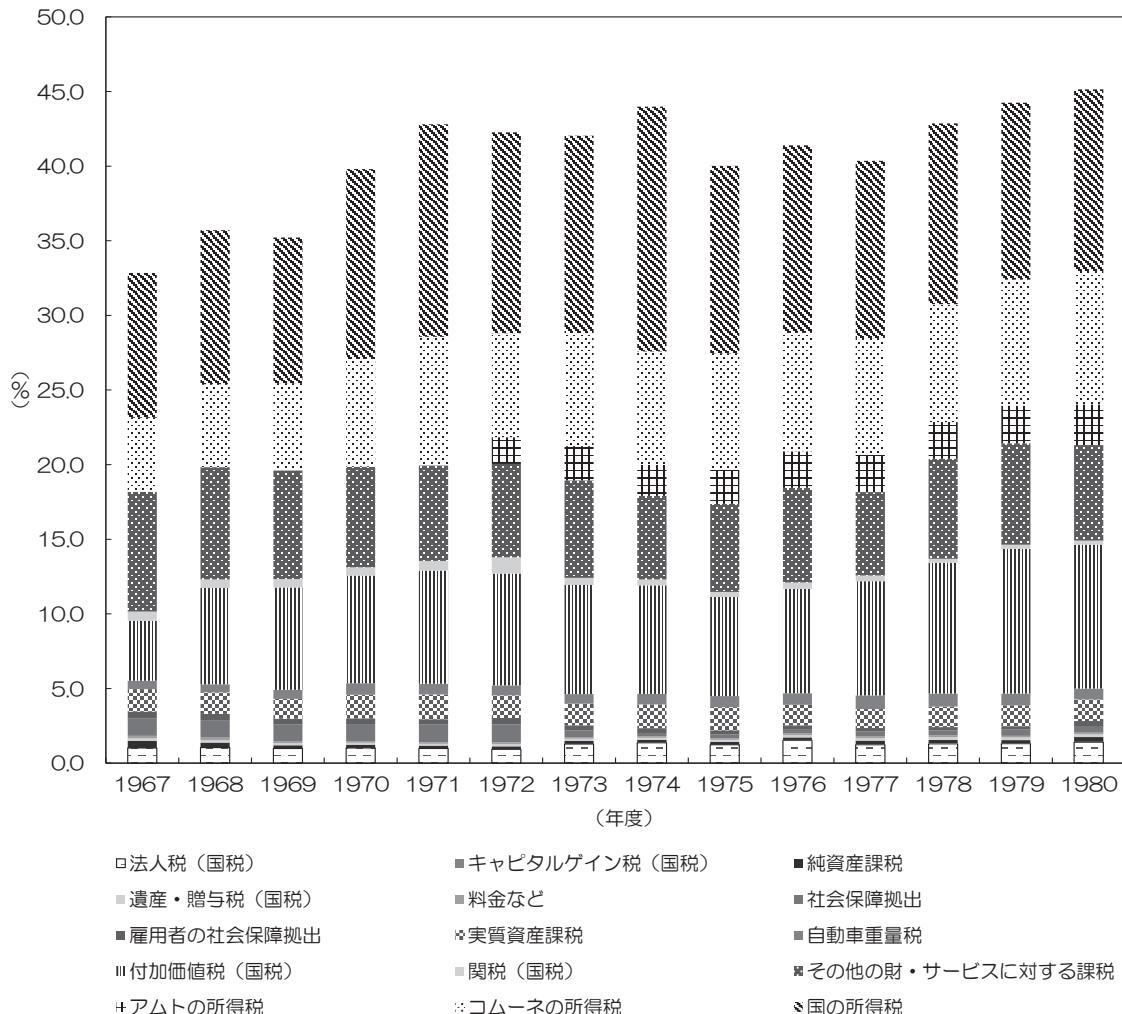
出所：Danmarks Statistik より筆者が作成。

次に、地方税収の税目をみるとが、実はデンマークには、地方所得税以外に固定資産課税（資産課税 [Ejendomsskyld] と地租 [Grundskyld]）が設けられていることを忘れてはならない。1959/60年度当時の地方政府税収の構成をみると、固定資産課税が25.5%、個人所得課税（勤労所得課税）が72.0%、自営業課税が2.5%を占めていた。しかし、固定資産課税の割合は1960年代以降地方所得税収のウェイトの増加により、多少変動のあるものの、低下し続けた。その結果、1969/70年度の固定資産課税の割合は17.7%まで低下し、その後も低下傾向にある（個人所得課税が80.4%、自営業課税が2.0%）。これは、米国カリフォルニア州の住民提案13号の事例と同様に、デンマーク国内でも固定資産課税は人気のない税目であり、1960年代に固定資産課税をめぐって与党が一定の政治的敗北を喫していた。そのため、労働者と農業従事者を支持基盤とする社会民主党にとって、固定資産課税に頼らない地方税制を構築していく必要があったのである<sup>14)</sup>。

最後に、租税負担構造の変化をみよう。表は、1960年度から1980年度までの課税所得に対する所得税全体の負担率と地方所得税における負担構造の変化を示している。まず所得税負担率の構造をみると、1960年代後半において税率の変化はあまり見られない。しかし1970年前後で全所得階層において底上げする形で税率が一気に引き上げられることが分かる。特に地方所得税率が1969年度から1970年度に11.8%から15.6%まで引き上げられた。この際、例外的に一部のコムーネが導入していた累進課税や控除ルールは廃止され、税率は地方政府ごとに変わることが比例税化した。

1970年代後半に入ると、1975年度税制改革によって国の所得税の最低税率引き下げ及び所得税の累進部分の第二ブラケットの廃止、しきい値引き上げが実施された。これによって国の所得税のうち特に夫婦世帯の低・中所得層の負担が軽減された。一方で地方所得税率は1970年代を通して徐々に引き上げられ、1980年度には平均24.4%にまで達した。

図2 租税構造の推移（対GDP比）



出所：1967-1975年度までは、Statistisk Årsbok の1977年度版、1976-1980年度までは、Statistisk Årsbok の1982年度版を使用して筆者が作成。

このようにして所得税全体において、地方所得税の比重が重くなったことで「大衆課税化」し、同じ地域に居住する多くの納税者が近い税率で所得税を支払うようになったのである。

### 2-3 納税者の不信

1960年代後半からの大規模な税制改革は、税制上の公平性や収入性を改善する狙いであったが、当時の経済情勢の悪化もあいまって、皮肉にも税制に対する人々の信頼を著しく損ねることになった。それは以下の経路によるものだと考えられる。

第一に、高インフレと高利子率が租税負担と歳出

増加に与えた影響がある。デンマーク国内のインフレ率は、1961年が3.9%であり、その後増加し続け、1970年には7.4%を記録した。当時デンマークでは、労使の協約賃金の増加率をインフレ率に基づいて決定する、生活費調整(Dyrtidsregulering)という自動的調整方式が採用されていた。そのため平均賃金上昇率もインフレ率に沿って増加し、プラケット・クリープが発生していた。

さらに高インフレ率に付随して政府歳出額も急増した。現金給付の給付水準が物価変動に連動する仕組みだったからである。1960年代の歳出額の変化をみると、歳出総額の平均年間増加率は、1961-

表 個人所得税の所得階層別負担率と地方所得税率の推移

世帯所得 DK+シマーフローラ		1960/61	1961/62	1962/63	1963/64	1964/65	1965/66	1966/67	1967/68	1968/69	1969/70	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
		単島世帯の負担率(%)																				
7000		1.0	4.1	4.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12000	-	106	124	124	8.8	8.8	8.8	5.3	-	-	21.1	22.6	22.1	21.0	19.6	9.9	4.1	-	-	-	-	
20000	-	198	20.1	13.7	13.7	13.7	9.5	-	-	-	27.3	29.3	28.8	27.6	21.7	19.0	0.0	0.0	11.8	11.4	-	
30000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.4	35.4	34.4	32.8	27.7	26.4	15.4	14.0	22.2	22.1	-	
50000	-	46.4	48.0	48.0	47.3	47.3	47.3	46.5	-	-	42.0	43.9	43.7	42.9	41.2	32.4	24.2	23.3	30.5	30.8	-	
60000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44.5	46.5	45.9	44.3	36.0	33.9	31.2	30.6	32.5	32.9	-	
80000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49.4	49.4	48.4	48.2	40.5	39.3	32.9	32.5	35.5	35.6	-	
100000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.8	52.7	52.8	52.4	50.9	44.2	42.6	41.2	40.3	39.9	39.8	-
200000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56.4	58.3	58.8	58.8	57.6	54.5	54.1	53.0	52.1	51.9	51.8	-
400000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59.2	61.1	61.8	62.0	61.0	59.6	60.3	59.9	59.5	60.0	60.4	-
1000000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61.1	61.8	62.0	63.0	63.1	63.9	64.0	63.8	64.8	65.5	-	
世帯所得 DK×6		夫婦世帯の負担率(%)																				
5000	-	4.4	4.0	4.0	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7000	-	74	74	74	63	63	63	6.3	6.3	5.1	-	-	-	-	6.1	5.9	4.0	1.4	0.0	0.0	0.0	
12000	-	15.7	14.0	14.0	12.4	12.4	12.4	11.8	-	-	-	-	-	-	182	19.3	185	17.1	15.5	4.0	0.0	
20000	-	28.2	27.6	27.6	21.9	21.9	21.9	14.5	-	-	-	-	-	-	254	26.8	26.0	24.9	23.6	15.8	6.7	
30000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36.3	37.9	37.2	33.9	33.9	23.4	20.7	
50000	-	51.8	51.8	51.8	51.8	51.8	51.8	51.7	-	-	-	-	-	-	39.8	41.4	41.1	40.0	38.2	30.1	26.5	
60000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45.9	45.4	45.0	43.6	36.0	33.8	30.9	
80000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47.7	49.4	49.3	48.6	46.9	40.7	38.1	35.9	34.8	33.7	33.4	
100000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54.9	56.7	57.0	56.9	55.6	52.7	51.9	50.3	49.3	48.8	48.6	
200000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58.5	60.3	60.9	61.0	60.0	58.7	59.1	58.6	58.1	58.4	58.7	
400000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60.3	60.9	61.0	62.6	62.8	63.5	63.5	63.3	64.1	64.8	-	
1000000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地所税率等の平均形態の推移(%)																						
平均地方所得税率 (パリッシュユ含む)	8.2	8.0	8.2	9.0	9.5	10.4	11.1	12.6	11.1	11.8	15.6	18.3	18.6	20.7	18.8	22.2	21.9	22.3	22.3	23.5	24.4	
平均地所税率 (パリッシュユ含む)	8.8	8.3	8.4	9.0	9.3	10.3	10.8	10.8	11.8	11.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
コム-ズの平均地方所得税率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15.6	18.3	14.7	13.8	14.6	15.5	16.5	
アムトの平均地方所得税率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.8	6.0	5.0	5.6	6.3	6.6	6.4	
平均教金会費率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	

出所 : *Statistisk Årbog, Skatter og Afgifter* の各年度版より筆者が作成。

注1: 個人所得税負担の推計は、国と地方の所得税負担を合算している。

注2: 1968/69、1969/70 年度にはデータの不備ため未記入の項目もある。

注3: 教会税は 1970 年度、アムト（県）の地方所得税は 1972 年度に導入された。

注4: 1960 年代における地方所得税率の累進部分は含まない。

1971年の間で平均17.9%に達し、なかでも社会支出が平均23.5%と際立って高かった。結果、歳出の構成比も社会福祉費が1961年時点での全体の29.2%を占め、最も高い割合を示した。1971年には46.1%とさらに増加し、1960年代に拡張した社会保障制度を反映する形となつた<sup>15)</sup>。

第二は、税務行政上の問題である。1967年1月に税制近代化法案が可決されたが、政権交代やさまざまな技術的問題（コンピューターシステムの導入等）により実施が1970年度に延期となった。さらに新しく設置された「源泉徴収制度局（Kildeskattedirektorat）」は、1968年11月に納税支払いに対して、法律にきちんと従うように局長が雇用者らに大量の手紙を送るという脅迫いたしましたスキャンダルを起こした。これに対して財務大臣Poul Møllerが「再びこのようなことを繰り返さない」と謝罪する事態にまで至った<sup>16)</sup>。さらに1970年度の終わりに、地方政府によって提出された課税評価に関する膨大なエラーが発見されるなどの問題が発生した<sup>17)</sup>。

これに加えて、1971年10月に徴収システムの問題により、多くのコムーネで地方所得税の課税所得を過大に見積もり、過剰徴収していたことが問題になつた。実は、所得算定における統一された計算方式がこれまで存在していなかった。にもかかわらず、このシステムでは、コムーネが国に先立つて毎年所得の見積もりを行う。もし所得見積もりが高すぎたら、コムーネは払い戻しがあるまで利益を得られる、反対に所得見積もりが少なすぎたら納税者が利益を得られるということであり、個々のコムーネは課税所得を過大評価するインセンティブがあったということである<sup>18)</sup>。

このようにして、国内では源泉徴収制度や徴収のシステムに対する批判が高まつたが、これらの批判は自由党等が導入前に指摘していた源泉徴収制度の不完全性に起因するものであった。

#### 2-4 世論調査が示す税制への不信

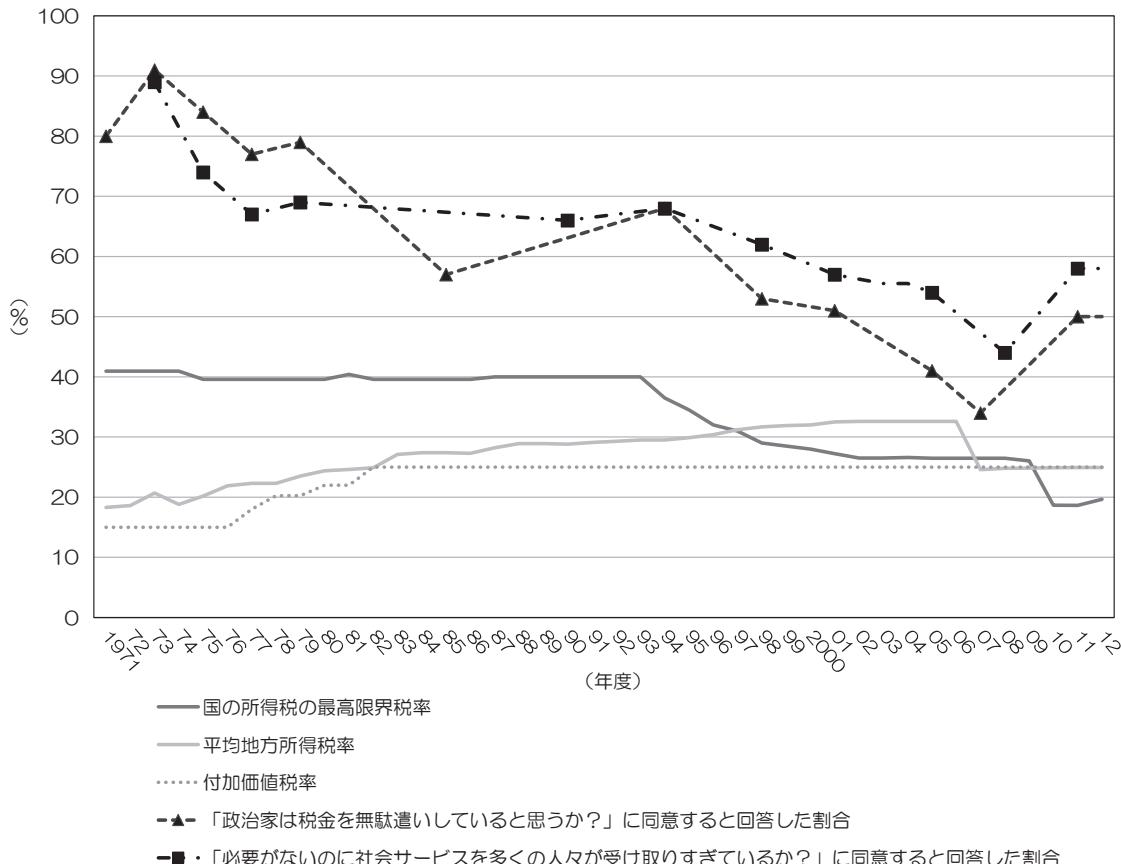
税制改革を契機とする行政・税制上の諸問題は、税制に対する人々の不満を著しく高める結果となつた。図3は、所得税率と付加価値税率の推移と国政選挙時に実施された世論調査の結果を示したものである。まず「政治家は税金を無駄遣いしていると

思うか？」という質問に対しても、1973年国政選挙時は「同意する」の合計値が90%を超えていた。ほとんどの納税者が当時の税制のあり方について不満を持っていたことが窺える。同様に「必要がないのに社会サービスを多くの人々が受け取りすぎているか？」に同意すると回答した割合も1973年時に90%近い値を示している。社会サービスのあり方についても、納税者が受益感を十分得られているとは評価できないだろう。当時の政府サービスは、年金制度や住宅手当などの現金給付については、近年に近い形の制度が導入されていたが、対して地方政府が担当する対人社会サービスについては、地方政府ごとの裁量性も制限され、窓口間の「たらい回し」が平均で2~3回あり、職員の態度も悪く、申請者のニーズも十分に把握されていないなどの多くの問題があった。そのことが、当時の有権者の政府サービスに対する評価につながっていたと考えられる<sup>19)</sup>。

だが、1973年以降は状況が変わる。「同意する」の割合は、いずれの質問でも1973年をピークに徐々に低下していった。もっとも2009年以降はリーマン・ショックによる経済的打撃もあってか、これらの割合は再び上昇している。1973年時も石油ショックがあったことから、経済状況もこの割合に影響を与えていたと考えられる。このようにデンマークでは、経済状況の変動も影響はあるものの、少なくとも1973年時のような税制に対する強い不信感は近年弱まってきたといえる。

次に、同図の税率をみると、付加価値税率は一貫して引き上げられてきたが、所得税については、国の所得税（累進部分）は最高税率が引き下げられる一方で、地方所得税率（平均）は1973年以降も少しづつ引き上げられていったのである。2007年には地方行財政改革でアムト（県）が廃止されて、それに伴い県所得税も国とコムーネに税源移譲されたことで地方所得税率は部分的に引き下げられている。とはいっても、デンマークでは「納税者の反乱」以降、税負担の引き下げではなく、むしろ引き上げるという対応が取られた（図1参照）。これはつまり、「納税者の反乱」の原因が決して負担額自体の問題ではないことを意味しよう。

図3 税率と世論調査の回答の推移



出所：Kurachi (forthcoming) より作成。

注：「同意する」の割合は、「同意する」「非常に同意する」の合計の割合である。他の回答は、「分からぬ」「どちらともいえない」「同意しない」「全く同意しない」である。

出典：Danske Vælgere 1971-2011, Danmarks Statistik より。

### 3 1973年国政選挙： 地すべり選挙(Jordskredsvalget)

#### 3-1 Mogens Glistrupと進歩党

1970年代初頭における租税制度・行政サービスに対する納税者の不満は、Mogens Glistrupの登場によってピークに達することになった。

Glistrupは、もともと租税法を専門とする弁護士として、当時のデンマーク税制に精通する人物であった。1971年1月30日、税制の仕組みを解説する役目でテレビ番組Focusに出演した際、突如彼はタックス・プランニングを駆使することで所得税を支払わない方法を明らかにした。このインタビューはデンマーク国内で大きな反響を呼ぶことになった。

以下は（Orson Nielsenによる）インタビューの一部を抜粋したものである。

Orson Nielsen：「あなたは言いました。『もし多すぎる税金を支払っていると考える人がいるなら、我々のところにその時来るでしょう』この発言を修正しますか？」

Mogens Glistrup：「その時には、税制のアドバイザーのところにもちらん来るでしょう。もしあなたの歯が痛かったら、歯医者に行きますよね。もしあなたが税金を苦痛に思っているなら、税制のアドバイザーのところに行きますよね。」

Nielsen：「それは不道徳な考え方ではありませんか？ 我々は喜んで税金を支払うべきではありません

んか？」

Glistrup：「これは私の意見ですが、ある人々は仏教徒、またある人はキリスト教徒というように、もちろん異なる意見を持っている人がいますよね、（それと同じように：引用者注）私の意見では税金を支払うことが不道徳だということです。」

Nielsen：「あなたは言いました、『国に支払った税金の1クローネは、母国を破滅に導くために支払われた1クローネである』と。それをあなたは信じていますか？」

Glistrup：「はい<sup>20)</sup>。」

Glistrupによる納税を「歯痛」に例える発言の真意は、大手新聞 *Politiken* のインタビューで明らかにされている。

「私は人々にごくわずかの税額支払いを求めているということではありません。（財務大臣の：引用者注）Poul Møllerは、お金は人々のポケットにあるのが一番いいと前に言いました。違います、私はもっとも良い方法で子どもたちに説明することを求めています、それは税の苦痛が一種の歯の痛みである、すなわち我々が持っている何かが取られるということ、そのことは道徳にかなった怒りということです。私は、私の弁護士、Poul Møllerと前の法務大臣のK.Axel Nielsen、他には20,000人の高学歴・高所得者のようなものたちが、税法の特徴の一部（税法の抜け穴：引用者注）を認識しているということを批判します<sup>21)</sup>。」

Glistrupの考えは、納税が不道徳な行いであり、私有財産を侵害していることを強調する一方で、単に租税負担を最小にするのではなく、既に高所得層が行っている節税対策をそれ以外の所得階層にも普及させること、すなわち租税負担の垂直的公平性を改善することにあったといえる。それは別のインタビューで「デンマークの租税法は、まるで戦時に使われていた自転車ゴムチューブのようで、それは一つの穴を塞げば他に三つの穴ができる<sup>22)</sup>」と表現したように、当時の租税制度が多すぎるループホールという致命的な欠陥によって、著しく透明性や公平性を欠いていたことを受けてのことだと考えられる。

この時の Glistrup の発言は、国内で多大な反響を呼び、彼の名は急速に広まることになった。知名度をあげた Glistrup は、公的な会議にも次第に参加するようになった。1971年から1972年にかけて少なくとも4つの政党が彼に政党活動に関するアプローチをしてきた。しかし彼はそれら全てを断り、1972年8月22日、進歩党を創設した。Glistrup 率いる進歩党は、9月7日の最初の政党ミーティング時点で、既に22のボランティア活動によって1,200の署名を獲得していた。その後も進歩党は各地で草の根運動を展開し、1973年1月までには、17,000を超える署名を獲得し、支持を急速に拡大していくことになった<sup>23)</sup>。

### 3-2 進歩党の戦略

進歩党は全国で精力的に草の根運動をし、次第に支持を広げていった。進歩党の支持者は政策分野によって異なる考え方を持っていたが、「所得税廃止」という一点において結集することができた。進歩党の主張は、以下の点に整理することができる。

第一は、所得税の廃止（目標は1980年まで）である。ただし実際には、所得税の減税として基礎控除の大幅な拡充（60,000DKK<sup>24)</sup>）、これを超える課税所得には50%の税率を適用することを要求し、高所得者への限界税率の引き下げは要求していなかった。

第二は、住宅所有者向け控除の廃止に対しては反対であり、1972年の水準を維持することを目指していた。1965年に政府は、住宅価格のインフレに伴う住宅購入者の負担を考慮して、住宅所有者に対する税額控除を導入した。しかし、デンマークでは1903年の所得税導入以来、帰属家賃税（特別所得税）が低い税率で導入されていた。そのため、帰属家賃税の実効税率が低すぎるために、住宅ローン利子控除との負担のバランスが釣り合わないという問題が生じていた。実際、進歩党の支持者は、住宅所有者に対する租税特権の受益者が多く、自営業者に多かった<sup>25)</sup>。

第三は、公的年金・医療サービスの拡充（ただし公務員の年金はカット）を要求する一方で、既存の福祉システムを廃止し、公務員である看護師の存在には反対で、ソーシャルガード（social guard）を各地方自治体に置くという主張である。ソーシャル

ガードとは、医者、ビジネスマン、そしてエンジニアを本業とする市民が、いわゆる地域運営組織のもとでボランティアに近い形でサービスを提供するものだと考えられる。この場合、福祉受給者への施策は、基本的に市民の判断に基づいて市民自身の手によって実施され、ソーシャルワーカーの役割は相当程度縮小されることが想定されていた<sup>26)</sup>。また、Glistrupは、全ての防衛関連支出を廃止し、「ギブアップします」とソ連の Brezhnev に宣言するための電話設置に、200~300 DKK の費用を使うことを提案していた<sup>27)</sup>。

第四は、国家公務員数と国会議員数（40人まで削減）の縮小、第五は、従来のメディアや学校などの非政治化、第六は、60歳以上投票者の参政権の取り消しである<sup>28)</sup>。

以上のように進歩党の主張は、現実性を欠いた過激なものに見えるが、主張の根底にあるのは、①既存政党や官僚制に対する強い反発、②高所得者や既得権益に対する強固な反発、③公的年金や医療サービスのようなある種の便益が見えやすいサービスに対する支持、という姿勢である。特に②に関して Glistrup の狙いは、高所得者層の既得権と化した数多くの税制上のループホールを、多くの人々が利用できるようにすることで垂直的公平性を改善することにあった。進歩党の支持層は、主に低・中所得層の労働者階級が占めており、コムーネのソーシャルワーカー、教員、そして公務員等に対して強い反発を持っていたことは、進歩党の主張に合致するものであったといえる。

しかし、進歩党の政党組織には多くの問題が残されていた。第一に、所得税廃止・大幅減税以外の提案については、進歩党メンバー間で必ずしもコンセンサスが取れていなかった。進歩党の組織を支える政策的支柱は所得税廃止・大幅減税しかなかった。それにもかかわらず、1973年選挙後の1975年度税制改革では、進歩党は大幅減税を主張するものの、交渉過程の途中で一部議員から造反が出てしまい、所得税の大幅減税でさえも一枚岩ではなかったのである。

第二は、進歩党の急な政党設立等に伴う問題であった。進歩党は1972年秋に最初の地方組織を立ち上げ、1973年春に Glistrup がその運動を加速させていった。しかし、Larsen (1977) によれば、進

歩党の政党組織はデンマークの主要政党と比較して、メンバー募集が広く開かれていたわけではなく、メンバーが流動的で、組織が中央集権的であり、Glistrup の権威が強く、地方組織に対しても同様であったという。

したがって進歩党は確かに草の根運動を展開していたが、実際は急な組織設立のために、伝統的な政党のような組織形態を構築するまでには至っていなかったのである。

### 3-3 増税を回避できない政権

反税運動の機運が高まるなか、当時の政権側もいたずらに租税負担を引き上げようとしていたわけではなかった。

1972年9月初旬、財務大臣 Henry Grünbaum (社会民主党) は、アムト(県)の所得税導入によって、1973年度の地方所得税と疾病給付拠出金等の増税が避けられないことを認識していた。そのため、代わりに国の所得税の増税を回避し、付加価値税を増税しないことを約束していた<sup>29)</sup>。

さらに1972年度に政府は、個人所得税の課税ブレケットのしきい値と基礎控除額に対してインフレ率の調整を導入した。しかし実質賃金増加率は他国と同様に増加傾向にあり、1965-1968年が4.1%、1968-1973年が2.8%もあったため<sup>30)</sup>、高い累進課税に直面する納税者の数は年々増加していった。

結果、高インフレ率による自動的な歳出増や（実質賃金増加による）ブレケット・クリープ、そして地方税や拠出金の増税分によって、租税負担の増加を回避することはできなかった。

一方、1973年にデンマークをめぐる国際情勢は大きな変化を見ることになる。まず1973年1月、デンマークは他の北欧諸国に先がけて欧州共同体に加盟した。加盟を決めた国民投票は国民の分断をあげた。さらに、1973年秋に起こった第一次石油ショックは、デンマーク国内の経済に多大な悪影響をもたらした。実質経済成長率（対前年度比）は、1960-1968年が平均4.8%、1968-1973年が平均4.0%であったが、石油ショック以降1973-1979年平均1.5%まで落ち込んだ（Danmarks Statistik, 2001: 17）。また同時期に国際收支赤字は戦前の2倍まで上昇し、政府は為替切り下げと歳出拡大抑制策を検討せざるを得なかった。

歳出拡大抑制策の実施と合わせて、社会民主党政権は1975年度税制改革に向けた検討を開始した。12月の国政選挙の直前である1973年10月、与党の社会民主党と社会主義国民党は、日用品価格高騰分の負担を削減することを狙いに、35,000–37,000 DKKから45,000–50,000 DKKまでしきい値を引き上げて、比例部分を拡張する改革案の合意に至った<sup>31)</sup>（財源20–25億DKK）。

加えて、政権与党の税制改革案が野党の反発にあうなかで、社会民主党政権は、源泉徴収制度の導入に引き続き租税制度の近代化を一層進めるべく、帰属家賃税とのバランスをみて、1973年11月に住宅所有者に対する租税控除の削減（租税特權の廃止）を決定した。ところが、社会民主党のErhard Jakobsen議員らがこれに反発し、離党後に中央民主党（Centrumdemokraterne）を結成した<sup>32)</sup>。

社会民主党内から離党者が出ていたのは、住宅所有者への租税優遇措置の受益層に政党支持層が重なっていたことも理由としてある。さらに進歩党は、中央民主党と同じく、この控除の廃止に反対であり、住宅所有を望む／所有者である低・中所得層への支持に拍車をかけることになった。

住宅所有者への租税優遇措置がこれまでに注目されたのは、1960年代終わりから1970年代にかけて、郊外の持ち家購入と都市圏通勤が定着していくことが背景にある。住宅販売数の推移をみると、1969年から1972年にかけては、31,843戸から60,950戸まで増加し、その後1973年と1979年の石油ショックで一時販売数は落ち込むが、それ以降も1986年までは60,000戸台を維持してきた（Danmarks Statistikより推計）。1970年代初期になると、郊外化は一層進み、その周辺地域への人口流入が急増した<sup>33)</sup>。このようにして住宅所有者への租税優遇措置は、高所得者だけでなく都市部の労働者層に対して多くの恩恵があったといえるだろう。

### 3-4 中央政府による地方税の統制

増税を回避したい中央政府の働きは、地方政府の地方税に対する課税自主権の制限にまで及んだ。デンマークの所得税は、1970年度の地方行財政改革以降、地方所得税は国の所得税の付加税であったから、地方所得税率の引き上げが自動的に所得税全体の負担を引き上げることになる。そのため、中央政

府は地方税率に上限、いわゆる租税キャップ（Skatteloft）をかけることを望んだのである。

もっとも、水平的財政調整を行う前段として、コムーネ間の税率格差を縮小する必要があったというのも租税キャップ導入の理由の一つであった。だが、当然租税キャップの実施には反発も多かった。1968年末、政権与党の特別税制委員会では租税キャップについて検討されたが最初の段階では合意に至っていなかった。その理由は、国税・地方税・教会税・年金拠出等の合計税率が租税キャップを大きく上回ってしまうためであった。特に地方税の問題に関してはそれが深刻で、統一地方税率の採用以外の解決方法が見当たらなかった<sup>34)</sup>。政権与党は「税率をより統一されたものにすること」に合意し、加えて新しい財政調整制度の方式によって「豊かなコムーネの使用されない貯蓄が貧しいコムーネのための利益として認められるため、より統一された税率が得られる」と主張した。合意によれば、現行の税率では所得税率の租税キャップが65%であるが、地方所得税率の租税キャップを17%とすれば、租税キャップ以下におさまり、結果的に税率格差が収斂傾向に向かうということであった<sup>35)</sup>。

当然ながら、統一税率の導入を視野に入れた租税キャップの導入は、地方側の厳しい反発をもたらした。自由党と保守国民党<sup>36)</sup>も選挙公約に従ってそれに追随し、特に急進左派党（Det Radikale Venstre）はそもそも租税キャップを必要としないために、国税のみの租税キャップの適用を要求していた<sup>37)</sup>。そのため租税キャップの政党間合意は難航を極めたが、1968年12月に財務大臣Poul Møllerがようやく80%から70%に制限することを提案し、1970年度合意が実現することになった<sup>38)</sup>。

1970年度には水平的租税キャップ（vandrette skatteloft）と垂直的租税キャップ（skrå skatteloft）が導入された。前者は総所得（資産所得なども含む）に対する租税負担率の上限として70%（1970年度）であり、後者は中央・地方所得税率に対する上限（約66.6%〔1970年度〕）であった<sup>39)</sup>。続く1971年度は税率増加率に対する租税キャップが導入され、1972/1973年は1971年の税率増加率の107%が上限とされた。これと併せて地方債上限ルールも地方政府に課されることになった（Kommunerne Landsforening, 1974: 11）。特に1971年度における

る租税キャップや地方債上限ルールは中央政府による強制的なマクロコントロールの戦略という性格を有していたのである（Blom-Hansen, 1998: 148）。

このように当時の政府間関係は中央政府による地方政府への一方的な統制のもとにあったといえるが、とりわけそれを象徴するのが1971年に政府が発表した長期計画（Perspektiveplan I）であった。中央政府による強制的な介入は、当然地方側の強い反発を招くことになる。コムーネの代表機関（Kommunernes Landsforening: KL）はこれに対して「国が望ましくない方法で管理の潜在性を強化しよう」とし、それは「国とアムトにコムーネの活動に対して指導の権力を与えるという垂直的な次元の計画システム（lodret fysisk planlægningssystem）を条件とする、コムーネにとって必要のない方法のようにみえる」と批判した<sup>40)</sup>。さらに1971年6月、Jørgen Gotfredsen（Gentofte Kommune: 保守国民党）は「我々が沢山の法的義務を持つことを拒否できないようにみえる、そしてそれがゆえに予算を増額することで我々を責めることは難しい」と中央政府の介入を批判している<sup>41)</sup>。

こうした反発もあって中央政府は1971-1973年度の租税キャップを地方政府側が順守する引き換え条件として、当時国の厳格な統制下にあった地方政府債務の発行上限額を引き上げることで一旦合意することになった。

このように、1973年12月の国政選挙に至るまで、政府は納税者の税制に対する信頼を取り戻すべく、幾度も制度改革を進めていたが、いずれも有効な対策を打てていなかった。Glistrupが指摘する税制上のループホールも依然として放置されていたからである。また、税制改革を急ぐあまり、地方側の反発や社会民主党内に分裂が発生するなど、政府間・既存政党内の統制も揺らいでいた。このような中で12月の国政選挙に突入することになったのである。

## 4 おわりに

本稿では、1973年の国政選挙で反税政党・進歩党がどのような背景から台頭したのかを、制度・経済・政治的要因、とりわけ所得税制の制度変化と負担構造に注目して分析した。

まず税制度の変化についてである。デンマーク財政は、1960年代後半から拡大する社会保障給付費を賄うために所得税制と付加価値税制の収入性を確保する必要があった。1967年度には付加価値税が導入され、1970年度には源泉徴収制度と地方所得税における課税ベースと税率の統一化が実施された。結果的に、地方所得税は多くの納税者にとって身近な税制となり、あわせて負担が急増した。

だが、一方で租税負担の急増に見合う政府サービスの水準が十分に確保されていなかった。租税負担自体は決して近年の水準より高いわけではなかったが、受益と負担の関係性に問題があったのである。

これらの問題に目をつけたのがGlistrup率いる進歩党であった。Glistrupの発言でも分かるように、当時の所得税制は負担が重いだけでなく、多くの税制上の抜け穴によって高所得者層の課税逃れが深刻化していた。所得税廃止という大胆な提案は、不公平な所得税に対する強い批判であったと見なすことができる。また進歩党の対人社会サービスに対する強い批判も納税者が地方サービスから受益を十分得られていないことの裏返しだといえる。政府も同様に税制度・福祉制度の問題を理解していたが、1973年12月選挙までにそれを解消することができず、既存政党が大敗し、反税政党・進歩党が第二政党まで躍進することになったのである。

1973年国政選挙以降、進歩党の要求が政治過程を通して税制度にそのまま反映されることはほとんどなかった。しかし、後のデンマーク税制が簡素化され、公平性・収入性が改善する方向に向かったのは、1970年代初頭の反税運動への反省があったからこそだといえる。

デンマークの経験から「租税抵抗」のメカニズムについてどのような知見が得られるだろうか。デンマークの事例では、(1) 租税負担の急増、(2) 水平的・垂直的公平性に欠ける税制、(3) 受益感が伴わない政府サービス、(4) 増税を繰り返す既存政党に対する不信感、(5) 石油ショック等による国内経済の低迷、(6) 高いインフレ率の影響による歳出増・負担増、などが背景にあったといえる。これらのポイントは先行研究でも既に指摘がある。

だが、本稿で明らかにしたとおり、1970年代初頭の租税負担の急増は、中央政府の想定を超えていた。反税政党の出現により、税負担の増加を抑制す

るよう、インフレに対する税率調整を導入したり、地方所得税率の上限を統制したりしたが、どれも狙い通りにはいかなかったのである。特に地方政府に対して課税自主権を制限しようとする中央政府の態度は、地方政府側の強い批判にさらされた。

当時は、地方に対するマクロ・ミクロベースでの財源保障原則がない今まで、地方税に対する課税自主権に強い制限をかけるなど、近年のデンマークの地方税や補助金の姿からはかけ離れたものであった。そして、一部の納税者が負担していた固定資産課税から多くの納税者が負担する地方所得税へ主な税収源がシフトしたことは、大部分の納税者にとって負担が目に見える形となって現れたことを意味する。にもかかわらず、地方所得税の負担が重くなる一方で、課税自主権が制限されていく状況では、当然政府サービスに見合った税負担という受益と負担の関係性は形成され得ないだろう。このような地方財政的問題が「納税者の反乱」の背景にあった可能性がある。

最後に、今後の課題を述べて本稿を締めくくりたい。

第一に、地方政治において反税政党はどのような影響を与えたのかである。進歩党は確かに国政では第二政党まで躍進するなど、国民から強い支持を得た。だが、地方選挙ではそれほど強い影響力を發揮することはなく<sup>42)</sup>、依然としてソーシャルワーカーや教員などの支持母体によって社会民主党等の既存政党が強い支持基盤を維持することができた。これは進歩党が組織として地方支部まで上手く統制することが難しかったことの裏返しでもある。進歩党が1980年代以降、どのような過程で支持を失っていくのかについても分析を進める必要があるだろう。

第二に、進歩党をポピュリズムの文脈においてどう位置づけるか、という点である。この点はデンマーク政党政治において次の意味で重要である。まず、進歩党の勢いはあくまで一時的なものでしかなかった。Glistrupは確かに税法の専門家ではあったが、公約の多くは非現実的なものであり、目立ったパフォーマンスによって支持を集めるという政治的手法が長続きすることはなかった。また、1973年国政選挙で第二政党まで躍進したとはいえ、その後の議会では影響力を十分に發揮することができなかつた。その意味では、反税政党・進歩党の躍進が、

その後のデンマーク税制と納税者による認識に決定的な影響を与えた重大局面（Critical Juncture）であつたかどうかは明らかではない。

だが、進歩党は事実上消滅したものの、その後継として極右政党・デンマーク国民党（Dansk Folkeparti）が国政へ多大な影響力を発揮している状況である。2015年国政選挙でデンマーク国民党は第二政党まで躍進し、欧州諸国で最も成功した極右政党だと評価されている<sup>43)</sup>。反税運動が潰えても移民排斥運動をバックグラウンドにして、デンマーク政治は、ポピュリズムと向き合い続けているのである。

第三に、付加価値税導入の影響についてである。実はデンマークの付加価値税には（新聞を除いて）軽減税率が設けられていない。そのため、当然ながら付加価値税における負担の逆進性は強い。このような逆進性の強い付加価値税制であることに対して、納税者はどのような反応を見せたのだろうか。局所的な反税デモなどがあったことは明らかになっているが、ECとの関係や軽減税率を設けなかった経緯などは十分に明らかにされていない。軽減税率を活用することなく、付加価値税率はどのようにして25%まで引き上げられたのだろうか（図3参照）。本稿では所得税を中心にみてきたが、当然多くの納税者にとって重い付加価値税の存在は大きかったはずである。この問題については今後の課題としたい。

### 注

- 1) 本研究はJSPS科研費JP17K13753の助成を受けたものである。
- 2) Kato (2003).
- 3) 租税抵抗（Tax Protest）は「納税者の反乱」等、税制に対する不承認や抵抗の総称を意味する。国際比較研究ではデモやストライキの規模等をもって租税抵抗の指標化が行われている。
- 4) この他にも、Martin & Gabay (2012)は、政治的活動の動因数をもって税や歳出を含む抵抗の概念として財政抵抗（fiscal protest）を用いて、税と支出のコミットメントの構造的な不均衡の変数が財政抵抗の規模に関連していることを明らかにした。
- 5) Wilensky (2002)も「納税者の反乱」に関しては、「スティグマやミーンズテストを介して不当に貧しいもの」が可視化される場合に発生し、社会保障制度がユニバーサルでカテゴリー的であればそのようにならないという（Wilensky, 2002:391f.）。
- 6) 2005年に実施された世論調査 Danish Municipality

- Election Studyによれば「コムーネの所得税の使途として望ましいのはどれか?」という質問に対して、「地方税率を引き下げてサービスも引き下げる」が8%、「地方税率を引き上げてサービスも引き上げる」が31.3%、「今的地方税率でサービスを維持する」が60.7%となっている。
- 7) デンマークの会計年度は1978年まで4月1日から3月31日までであったが、1979年より1月1日から12月31日までとなっている。
- 8) Shoup (1969) p. 237.
- 9) Martin (2014) p. 9.
- 10) "Danmark sidste civiliserede land der indfører kildeksat", *Politiken*, 30 March 1967, p. 14.
- 11) デンマーク選挙調査 (Danish Electorate Studies, October 1968)によれば、「あなた自身は源泉徴収制度導入に賛成・反対しますか?」に対して「賛成」が8.9% (179)、「反対」が74.3% (1,492)、「分からぬ」が16.8% (338)であり、反対が過半数を占めていた。
- 12) ただし地方所得税の課税所得算定は地方政府が引き続き担当することになった。
- 13) Socialministeriet (1981) pp. 31ff.
- 14) Lefmann & Larsen (2001).
- 15) 社会支出にはいわゆる年金制度などの現金給付や地方政府のソーシャルワーカーなど社会福祉関連支出が含まれる。他の分類方式で見た場合、1960年の公的消費は14.2(対GDP比)、移転給付は6.3%(対GDP比)であったが、1970年にはそれぞれ22.2%、11.0%と急速に拡大した。また移転給付はこのうち6.8%が年金、失業給付は0.6%を占めていた(Danmarks Statistik, 2001)。
- 16) Martin (2008) p. 158f.
- 17) Martin (2008) p. 159.
- 18) "Tusinder betaler for meget i skat", *Politiken*, 6 October 1971, p. 2.
- 19) 1960年代後半以降の社会サービスの課題と評価は、Kurachi (forthcoming)を参照のこと。
- 20) "Mogens Glistrup sammenligner skattesnydere med jernbanesabotorer under besættelsen", danmarkshistorien.dk/leksikon-og-kilder/vis/materiale/mogens-glistrup-sammenligner-skattesnydere-med-jernbanesabotoerer-under-besaettelsen/
- 21) "Glistrup: Vor skattelovgivning er en sump", *Politiken*, 8 February 1971, p. 19.
- 22) "Glistrup: Ingen kan uddrive mig af skatteparadis", *Politiken*, 22 February 1971, p. 1.
- 23) Martin (2008) p. 161.
- 24) 法定通貨デンマーク・クローネの略称である。進歩党創設時1972年8月の為替レート(8月1日平均)でみると、1DKK=0.142\$であった。
- 25) Martin (2008) p. 161.
- 26) ただし1973年選挙時点は、進歩党支持者にかかわらず、社会民主党支持層など幅広い層の人々が税制や社会保障制度に対して不満を持っていたし、当時の進歩党の支持者は、(の中道右派と比較しても)福祉国家に対してほとんど批判的な態度(例えば歳出カットを支持)を取っていなかったという(Andersen & Bjørklund, 1990)。

- 27) Wilensky (2002) p. 377.
- 28) 進歩党の公約については、Martin (2008), Willensky (2002) p. 377. Fremskrifts partiet (1975), Andersen (1992) p. 197を参考にした。
- 29) "Ingen vej uden om højere skat", *Politiken*, 9 August 1972, pp. 1-2.
- 30) Danmarks Statistik (2001) p. 17 : 22.
- 31) "Forlig om skatten og billigere fødevarer", *Politiken*, 6 October 1973, p. 1.
- 32) Martin (2008) p. 161.
- 33) Illeris (1984) pp. 54-55.
- 34) "Intet skatteloft før 1970", *Politiken*, 13 November 1968, p. 1.
- 35) "Det lysner stærkt for skatteloftet", *Politiken*, 17 October 1969, p. 5.
- 36) "Fradragsret for kommuneskatterne", *Politiken*, 14 January 1968, p. 16.
- 37) "V, K og R ikke lige glade for den nye skat", *Politiken*, 12 March 1969, p.2 ; "VKR uenighed om skatteloft", *Politiken*, 25 September 1969, p. 11.
- 38) もっとも当時、70%を超える納税者数は僅かであり、租税上限の引き下げに伴う税収減はほとんどなかった("Skatteloft sæknes til 70 percent", *Politiken*, 6 December 1968, p. 1)。
- 39) Johansen (2007) pp. 253-254.
- 40) Davidsen (1980) p. 61.
- 41) "Skatteloft lammer forureningskampen", *Politiken*, 5 June 1971, p. 4.
- 42) 1974年地方選挙では進歩党が297議席を獲得し、第5政党にまでなった。
- 43) Widfeldt (2015) p. 128.

## 参考文献

- Andersen,J.G. (1992) "Denmark: the Progress Party-Populist Neo-Liberalism and Welfare State Chauvinism", Hainsworth,P. (ed.) *The Extreme Right in Europe and the USA*. Pinter Publishers, pp. 193-205.
- Andersen,J.G. & T.Bjørklund (1990) "Structural Changes and New Cleavages: the Progress Parties in Denmark and Norway", *Acta Sociologica*, 1990(33), 3, pp. 195-217.
- Blom-Hansen,J. (1998) "Macroeconomic Control of Local Governments in Scandinavia: The Formative Years", *Scandinavian Political Studies*, Vol. 21-No. 2., pp. 129-159.
- Confalonieri,M. & K.Newton (1996) "Taxing and Spending: Tax Revolt or Tax Protest?" Borre,O. & E.Scarbrough (eds.) *The Scope of Government*, Oxford University Press.
- Davidsen,H. (1980) "Kommunerne Landsforenings interessevaretagelse i 70'erne- et oplæg til en bred kommunedebat i 80'erne", *Politica*, Bind 12 (1980), 3, pp. 55-74.
- Danmarks Statistik (2001) *50-års oversigten 2001*.
- Esping-Andersen, G. (1985) *Politics against Markets: the Social Democratic Road to Power*, Princeton University Press.

- Fremskridts partiet (1975) *De er jo enig med os Fremskridts partiet*.
- Hibbs,D.A. & H.J.Madsen (1981) "Public Reactions to the Growth of Taxation and Government Expenditure", *World Politics*, Vol. 33, No. 3, pp. 413-435.
- Illeris,S. (1984) "Danish Regional Development During Economic Crisis", *Geografisk Tidsskrift*, Bind 84 (1984), pp. 53-62.
- Johansen,H. (2007) *Indkomstskatter og offentlig vækst 1903-2005 Dansk Skattehistorie VI*. Told-og Skattehistorisk Selskab.
- Kato, J. (2003) *Regressive Taxation and the Welfare State: Path Dependence and Policy Diffusion*, Cambridge University Press.
- Kommunernes Landsforening (1974) Kommunerne og samfundsøkonomien Et debatoplæg om overensstemmelse mellem statens og kommunernes økonomiske politik.
- Kurachi,S. (forthcoming) "Universalism and Tax Consent in Denmark", Huerlimann,G. (eds.) *Worlds of Taxation-The Political Economy of Taxing, Spending, and Redistribution Since 1945*, Palgrave Macmillan.
- Larsen,B.V. (1977) "En studie af Fremskridtspartiets organisation", *Politica*, Bind 9 (1977), 3-4, pp. 59-84.
- Lefmann,O. & K.Larsen (2001) "Denmark", Andelson,V. R. (ed.) *Land-Value Taxation Around the World: Studies in Economic Reform and Social Justice*, Wiley-Blackwell.
- Martin,C.J. (2014) "Labour market coordination and the evolution of tax regimes", *Socio-Economic Review* (2014), pp. 1-27.
- Martin,I. (2008) *The Permanent Tax Revolt*, Stanford University Press.
- Martin,I. & N. Gabay (2012) "Fiscal protest in thirteen welfare states", *Socio-Economic Review* (2012), pp. 1-24.
- Shoup,C. (1969) "Experience with the value-added tax in Denmark, and prospects in Sweden", *Finanzarchiv*, N.F. 28, pp. 236-252.
- Socialministeriet (1981) *Rapport om finansiering*, Betænkning nr. 940.
- Widfeldt,A. (2015) *Extreme Right parties in Scandinavia*, Routledge Studies in Extremism and Democracy.
- Wilensky,H. (2002) *Rich Democracies: Political Economy, Public Policy, and Performance*, University of California Press.
- 小泉和重 (2017) 『現代カリフォルニア州財政と直接民主主義:「納税者の反乱」は何をもたらしたのか』ミネルヴァ書房。

# 生活保護法成立過程 の研究

●村田隆史 著

A5判上製／306頁 定価(本体2700円+税)

1945～1950年の生活保護法の成立過程を社会保障の観点から分析した歴史研究。第二次世界大戦直後の国民生活、政治、経済社会の激動期に、戦前の基本原理とは異なった社会保障制度体系の基礎が形成されている。この時期をつぶさに分析して、「人権としての社会保障」を実現するための基本原理とは何かを明らかにする。翻って自助や自立に力点を置く現今の政府に、生活保護法が、憲法25条（生存権）の基本理念の具体化であることを示す。生活保護法を根源的に捉えた画期的な著作。

生活保護法  
成立過程の研究

村田 隆史 \*



自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F  
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

<http://www.jichiken.jp/>  
E-mail info@jichiken.jp